



森脇 徹 議員

問 日米共同使用基地の自衛隊施設周辺約1kmの土地や市民利用を規制し、売買の事前届け出も義務付け、応じなければ行政処罰する「土地利用規制法案」が国において審議。高島市民の日常生活に直結する「生活干渉法規」と言っても過言でない。国から市長への意見照会があるか。饗庭野演習場と航空分屯基地が特別注視区域、注視区域に指定か。指定なら、内偵的な調査結果報告を協力要請されることへの懸念などご意見すべきか。

饗庭野演習場周辺市民の個人情報保護は遵守される。土地所有者の情報が保持されるか

問 新旭航空分屯地周辺で40人、今津駐屯地で160人の所有者が特別注視対象か

答 法案が成立した後に定められると承知しております。

答 政策部長

法案の審議中でありますことから、区域指定等に係ります意見照会などが行われる段階では無いものと理解しております。

答 政策部長

そういった情報が市には届いているものではございませんし、いずれにしましても注視区域・特別注視区域につきましては、法案が成立した後定められると承知しております。

答 政策部長

議員もご承知のとおり、国防に関する事項は国の専管事項でありますことから、日米共同訓練の実施の可否につきまして、本市がその意思を表明する立場には無いと考えております。

問 日米共同訓練実施について、一昨年までは2週間前の公表だった。饗庭野演習場管理規則第11条に「演習場使用通知は訓練を行う週の2週間前の週」には行政機関へ通知する決まりだ。この規定との関係はどのように考えているか。

答 政策部長

防衛省で判断されたもので、市として承知しておりません。

その他の質問

- 違法行為に対する行政処分は適正か
- 全児童生徒の学習権を保障するため、市教委の役割を問う

問 新旭航空分屯地が重要特別注視区域で周辺所有者40人、大供の今津駐屯地が注視指定区域で周辺約1kmに160名の土地所有者が対象となる資料が公表された。市には情報提供しないのか。

問 18日から始まる日米共同訓練実施は、新型コロナウイルス危機の下、市と市民が感染予防対策やワクチン接種の課題と向き合っている最中に訓練実施すれば厳しく市民的批判を受けることになる。市として反対の意思表示をすべきでないか。